



民生委員・児童委員名簿(敬称略)

任期 令和4年12月1日～令和7年11月30日

氏名	担当区域
森下 清湖	中1丁目2～5番
関根 君子	中1丁目6～13番
※調整中	中1丁目1・14～18番・中4丁目1～5・14・15番
上村 京子	中2丁目
阿部 幸子	中3丁目3～7・13～17番
※調整中	中3丁目1・2・8～12番・18～20番
田島 ゆかり	中4丁目6～13・16番
※調整中	中4丁目17～26番
橋本 裕	中5丁目12～21番
福元 恒夫	中5丁目6・7の一部・11・30～35・37・38番・下川崎765・766
玉村 幸代	中5丁目1・7の一部・8～10番
粕谷 真知子	中5丁目2～5・7の一部・36・西1丁目1～2・3の一部・4・5の一部・大字幸手の一部
※調整中	西1丁目3の一部・5の一部・6～16番・大字幸手3600～3900
柚木 孝子	西2丁目・大字幸手の一部
入江 静子	北1丁目1～3番
※調整中	北1丁目19～26番・大字幸手3385～3396
石井 みちる	北1丁目7～11番
安達 彰彦	北1丁目4～6・12～18番
眞中 幹夫	北2丁目
市川 照夫	北3丁目・権現堂の一部
北村 まどか	東1丁目1・2・6～10・17～26番
石川 博子	東1丁目3～5・11～16・27～33番
久野 理奈	東2丁目1～9・16～31番
荒井 昭一	東2丁目10～15・32～41番
佐久間 真海	東3丁目3～7・13～18・28～30番・東3区の一部
大 滝 誠	東3丁目1・2・8～12・19～27番・東3区の一部
後藤 昌江	東4丁目1～20番
新井 繁	東4丁目21～28番・東4区
大谷 晋	東5丁目1～11番
※調整中	東5丁目12～22番・東5区
今井 謙悟	香日向1丁目
川島 敬一	香日向2丁目1～18番
田中 文子	香日向2丁目19～33番
梶 隆	香日向3丁目
神橋 信之	香日向4丁目
佐藤 美恵子	中川崎
秋谷 千賀子	下川崎C・D地区
鳥海 弘	中5丁目22～29番・下川崎A・B地区
関根 明	千塚
望月 光子	千塚団地
小森谷 静枝	松石
田口 政雄	円藤内
柳田 正夫	高須賀・外国府間
木村 二葉	内国府間

※調整中の区域については、決まり次第お知らせします。
※民生委員、児童委員の連絡先を知りたい場合は、下記までお問い合わせください。

問合せ 社会福祉課 ☎(42) 8435・FAX(43) 5600

令和5年12月1日現在

氏名	担当区域
紺 高 佳代	南1丁目・上高野1丁目450～570
渡邊 美和	南2丁目1～3番
日下部 仲子	南2丁目4～7番
小森谷 幸子	南3丁目14～26番
大 関 伊左生	南3丁目1～4番
成田 寛	南3丁目5～13番
蟹江 洋介	南団地・ライオンズマンション幸手
落合 勇夫	慶作の一部・チサンマンション
鎌子 健	南2丁目8～22番・上高野の一部
渡邊 幸治	茨島
折原 正一	大蔵・織部
※調整中	上高野1丁目1～27番
八重樫 三恵子	緑台1丁目24～48・54・55番・大字幸手の一部
三與木 嘉代子	緑台1丁目50～53・61～80番
森岡 マサイ	緑台1丁目1～23・56～60番
鳥羽 操	緑台2丁目・東2区
網野 幸子	栄1番
小谷 二葉	栄2番1～7
石黒 祥子	栄2番8～14
西田 三枝子	栄3番2～5・8・10
熊倉 初江	栄3番11～16
細川 壽江	栄4番1～8
※調整中	栄4番9～14
関口 恵美子	栄4番15～22
大倉 勝代	栄5番1～6
高杉 誠	栄5番7～12・栄7番
※調整中	栄6番1～12
稲垣 仁美	権現堂の一部・上吉羽
服部 範江	木立・神明内
大久保 千津子	一ツ谷・東川・上沢・下沢・南杉山・北杉山・細野
小谷 和子	中瀬・高須賀本田・高須賀新田・六軒・下宇和田
関野 きみ子	仁階・菅島・九郎右工門・中新田・三田
服部 初江	上宇和田・下吉羽
前島 和雄	西関宿・花島・中島・横野地
日下部 けい子	戸島(上戸・安戸・中原・浮合)
中島 敏博	見立団地・吉野・吉野1丁目・東1区(大字幸手5264～5541)
小沼 昌雄	天神島・平須賀
前田 繁実	天神饗瀬・赤木・神扇・外郷内
海老原 初枝	平野・中野・長間

主任児童委員(敬称略)

民生委員・児童委員の中には、児童福祉に関することを専門的に担当する主任児童委員がいます。

氏名	担当区域
剣持 千栄子	幸手中学校区
小栗 ひろ子	幸手中学校区
久保田 ミチエ	西中学校区
衣川 陽子	西中学校区
畑尻 奈保美	旧栄中学校区
渡邊 悦子	旧栄中学校区
小沼 美佐江	東中学校区
黒土 明穂	東中学校区



民生委員・児童委員は 私たちの身近な 相談相手です

お住まいの地域に、「民生委員・児童委員」のみなさんがいることをご存じですか？

地域の身近な相談相手として、それぞれの担当区域の中で、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとの相談、介護や子育ての悩みに関する相談などにのっています。民生委員法により、守秘義務が課されており、相談内容の秘密は守られます。

また、地域福祉の担い手として、高齢者や障がいのある人の安否確認や見守りを行うほか、社会福祉施設への訪問、社会福祉協議会と連携しての「赤い羽根共同募金」街頭募金運動など、さまざまな活動を行っています。

幸手市の民生委員・児童委員になってみませんか？

「民生委員」は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定める「児童委員」を兼ねています。さらに、児童委員の中から「主任児童委員」が選ばれ、児童福祉に関することを専門に担当します。地域住民であるみなさんと同じ立場で相談にのり、行政とのパイプ役として、見守りや声かけ、訪問などを通して必要な福祉サービスや関係機関へつなぎます。

地域に寄り添いながら活動する民生委員・児童委員を募集しています！

民生委員・児童委員になるには

- ・年齢は原則として、30歳以上78歳未満
 - ・社会福祉活動に理解があり、実際に活動できる人
 - ・相談内容や個人の秘密を守れる人 など
- 市に設置された民生委員推薦会で審査し、その後知事に推薦、知事は厚生労働大臣に推薦します。これを受け、厚生労働大臣が決定し委嘱します。任期は一期3年となっています。

民生委員・児童委員の活動について

- ・活動内容は、社会調査、住民からの相談、住民への情報提供、調整、生活支援、行政への意見具申など広範にわたりますが、市行政機関の窓口や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどと連携しながら、市民一人ひとりの声を聴くことを第一に活動を行っています。
- ・給与の支給はなくボランティアとしての活動になります。ただし、活動に必要な交通費や研修費は支給されます。

問合せ 社会福祉課 ☎(42) 8435・FAX(43) 5600

